

地方交付税法等の一部を改正する法律新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案

（測定単位及び単位費用）

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

道府県 類体の種団	経費の種類	測定単位
一～七 略	八 極正予算債償 還費	昭和五十四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

現行

（測定単位及び単位費用）

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

道府県 類体の種団	経費の種類	測定単位
一～七 略	八 極正予算債償 還費	昭和五十三年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

九 地方税減収補
地方税の減収補てんのため平成元年

九 地方税減収補

地方税の減収補てんのため昭和六十三年

市町村				

てん債償還費
度から平成二十一年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額

十 地域財政特例
対策債償還費
十ー 地域財政特例
対策債償還費
十二 財源対策債
債償還費
十三及び十四 略
十五 臨時財政対
策債償還費
一〇八 略
九 换正予算債償
還費
昭和五十四年度から平成十年度までの各
年度において国の補正予算等に係る事業
費の財源に充てるため発行を許可された
地方債に係る元利償還金
平成十一年度から平成十四年度まで及び
平成十六年度から平成二十一年度までの
各年度において国の補正予算等に係る事
業費の財源に充てるため発行について同
意又は許可を得た地方債の額

臨時財政特例対策のため平成元 年度
から平成五年度までの各年度において特
別に発行を許可された地方債の額

臨時財政特例対策のため平成元 年度
から平成十二年度までの各年度において
特別に発行を許可された地方債の額

平成六年度から平成二十一年度までの各
年度の財源対策のため当該各年度におい
て発行について同意又は許可を得た地方
債の額

市町村				

てん債償還費
度から平成二十一年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額

十 地域財政特例
対策債償還費
十ー 地域財政特例
対策債償還費
十二 財源対策債
債償還費
十三及び十四 略
十五 臨時財政対
策債償還費
一〇八 略
九 换正予算債償
還費
昭和五十三年度から平成十年度までの各
年度において国の補正予算等に係る事業
費の財源に充てるため発行を許可された
地方債に係る元利償還金
平成十一年度から平成十四年度まで及び
平成十六年度から平成二十一年度までの
各年度において国の補正予算等に係る事
業費の財源に充てるため発行について同
意又は許可を得た地方債の額

臨時財政特例対策のため平成十三年度から平
成二十一年度までの各年度において特別
に起こすことができることとされた地方
債の額

平成六年度から平成二十一年度までの各
年度の財源対策のため当該各年度におい
て発行について同意又は許可を得た地方
債の額

測定単位の種類 一〇四十	測定単位の数値の算定の基礎 表 示	十 地方税減収補てん債償還費	
		地方税の減収補てんのため平成元年度から平成二十一年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	
		十一 地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため平成元年から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
2 略		十二 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成元年から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
十三 財源対策債償還費	平成六年度から平成二十一年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額		
十四及び十五 略	平成六年度から平成二十一年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額		
十五 六 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十二年度までの各年度において特別に起こすことができるところにより算定する。		
三十	3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。		

測定単位の種類 一〇四十	測定単位の数値の算定の基礎 表 示	十 地方税減収補てん債償還費	
		地方税の減収補てんのため昭和六十三年度から平成二十一年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	
		十一 地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和六十三年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
2 略		十二 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十三年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
十三 財源対策債償還費	平成六年度から平成二十二年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額		
十四及び十五 略	平成六年度から平成二十二年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額		
十五 六 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十二年度までの各年度において特別に起こすことができるところにより算定する。		
三十	3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。		

四十二 昭和五十四年度から平成十年度までの各年度において国	算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
度において国の各	の額

国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため昭和五十四年度から平成十年度までの各年度において発行を許可された地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものに係る当該年度における元利償還金

千円

四十二 昭和五十三年度から平成十年度までの各年度において国	算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
度において国の各	の額

国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十一年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定す

千円

千
田

千円

四十六年 度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	四十六臨時財政特例対策のため平成元年から平成十二年までの各年度に別に発行を許可された地方債の額	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成六年度から平成二十一年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の特例負担額若しくは特例補助額の減額又は地方債の利子補給額の減額その他行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としてされた土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の規定等に基づく特定地域に係る国の負担額又は補助額の減額に伴い、これらの減額による地方負担の増大に対処するため平成元年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
四十七年 度から平成六年度までの各年度の額	四十七年 度から平成二十一年度までの各年度の額	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る絏費に充てるため平成六年度から平成二十一年度までの各年度において発行について

千
四

千
円

度までの各 成五年度	度から平 成五年度	六十三年	ため昭和 十三号)	第十四条又は第十五条の規定による國 の特例負担額若しくは特例補助額の減額又は地 方債の利子補給額の減額その他行政改革を推進 するため当面講ずべき措置の一環としてされた 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) の規定等に基づく特定地域に係る國の負担額又 は補助額の減額に伴い、これらの減額による地 方負担の増大に対処するため昭和六十三年度か ら平成五年度までの各年度において特別に発行 された地方債の額
度までの各 成六年度	度から平 成六年度	四十六	臨時財政特 例対策のため昭和 六十三年	国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例 等に関する法律(昭和六十一年法律第三十七号) (平成元年法律第二十二号)、國の補助金等の 臨時特例等に関する法律(昭和六十一年法律第 四十六号)、(平成三年法律第十五号)等の規定 による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十 一年度から平成四年度までの各年度における國の 負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路 、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又 は公用施設の建設事業等に係る國の負担額又は 補助額の減額による地方負担の増大に対処する ため昭和六十三年度から平成十二年度までの各 年度において特別に発行を許可された地方債の額
度までの各 成七年度	度から平 成七年度	四十七	平	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事 業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事 業等に係る経費に充てるため平成六年度から平 成二十一年度までの各年度において発行につい て同意又は許可を得た地方債のうち當該各年度

千
田

千
里

該各年度	において	発行につ	いて同意	又は許可	を得た地	方債の額	方債の額	方債の額	方債の額	方債の額	方債の額
四十九	四十八及び	五十 臨時	財政対策	のため平	成十三年	度から平	成二十一	成二十一	成二十一	成二十一	成二十一
(1)	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額	千円	の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額	各年度の財源対策のため当該各年度において	該各年度	において	発行につ	いて同意	又は許可	を得た地	方債の額
(2)	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額	千円	の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額	各年度の財源対策のため当該各年度において	該各年度	において	発行につ	いて同意	又は許可	を得た地	方債の額
(3)	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額	千円	の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額	各年度の財源対策のため当該各年度において	該各年度	において	発行につ	いて同意	又は許可	を得た地	方債の額

該各年度	において	発行につ	いて同意	又は許可	を得た地	方債の額							
四十九	四十八及び	五十 臨時	財政対策	のため平	成十三年	度から平	成二十						
(1)	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額	千円	の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額	各年度の財源対策のため当該各年度において	該各年度	において	発行につ	いて同意	又は許可	を得た地	方債の額	方債の額	方債の額
(2)	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額	千円	の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額	各年度の財源対策のため当該各年度において	該各年度	において	発行につ	いて同意	又は許可	を得た地	方債の額	方債の額	方債の額
(3)	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額	千円	の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額	各年度の財源対策のため当該各年度において	該各年度	において	発行につ	いて同意	又は許可	を得た地	方債の額	方債の額	方債の額

第十三条 略		2～4 略		(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額	
道府県	類別 地方 団体 の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類	
一～七 八 補正予算債償 還費	昭和五十四年度 から平成十年度 までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	種別補正			5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類の欄に掲げる補正を行うものとする。
平成十一年度か ら平成十四年度	種別補正				

		第十三条 略		地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度及び平成二十年度において起こすことができることとされた地方債の額	
道府県	類別地方の種類	経費の種類	測定単位		
八 還費	一 七	八 補正予算債償	昭和五十三年度 から平成十年度 までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	種別補正	5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類の欄に掲げる補正を行うものとする。
平成十一年度か ら平成十四年度	種別補正				(4)

十一 臨時財政特	九 地方税減収補 てん債償還費	まで及び平成十 六年度から平成 二十一年度まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額						
		元	平成二十一年度 までの各年度に おいて特別に發 行について同意 又は許可を得た 地方債の額	平成二十一年度 までの各年度に おいて特別に發 行について同意 又は許可を得た 地方債の額	元	平成二十一年度 までの各年度に おいて特別に發 行について同意 又は許可を得た 地方債の額	元	平成二十一年度 までの各年度に おいて特別に發 行について同意 又は許可を得た 地方債の額
臨時財政特例対 の額	十 地域財政特例 対策債償還費	十 地域財政特例 対策のため平成元 年度から平 成五年度までの 各年度において 特別に発行を許 可された地方債 の額	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正

十一 臨時財政特	九 地方税減収補 てん債償還費	まで及び平成十 六年度から平成 二十一年度まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額						
		元	平成二十一年度 までの各年度に おいて特別に發 行について同意 又は許可を得た 地方債の額	平成二十一年度 までの各年度に おいて特別に發 行について同意 又は許可を得た 地方債の額	元	平成二十一年度 までの各年度に おいて特別に發 行について同意 又は許可を得た 地方債の額	元	平成二十一年度 までの各年度に おいて特別に發 行について同意 又は許可を得た 地方債の額
臨時財政特例対 の額	十 地域財政特例 対策債償還費	十 地域財政特例 対策のため昭和六 十三年度から平 成五年度までの 各年度において 特別に発行を許 可された地方債 の額	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正

市町村		例債償還費									
八 還費	一 七 略	十二 財源対策債 償還費	十三及び十四 十五 臨時財政対 策債償還費	十三及び十四 略	十二 財源対策債 償還費	平成二十二年度 までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	平成六年度から までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	平成二十二年度 までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	平成二十二年度 までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	策のため平成元 年 度から平 成十二年度まで の各年度にお いて特別に發行を 許可された地方 債の額	
昭和五十四年度 から平成十 年度	額 度から平成二十 年度までの各 年度において特 別に起ことと ができるとと された地方債の 度、	臨時財政対策の ため平成十三年 度から平成二十 年度までの各 年度において特 別に起ことと ができるとと された地方債の 度、	臨時財政対策の ため平成十三年 度から平成二十 年度までの各 年度において特 別に起ことと ができるとと された地方債の 度、	額 度から平成二十 年度までの各 年度において特 別に起ことと ができるとと された地方債の 度、	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	策のため平成元 年 度から平 成十二年度まで の各年度にお いて特別に發行を 許可された地方 債の額	
種別補正											

市町村		例債償還費									
八 還費	一 七 略	十二 財源対策債 償還費	十三及び十四 十五 臨時財政対 策債償還費	十三及び十四 略	十二 財源対策債 償還費	平成二十 年度 までの各 年度において 特別に起ことと ができるとと された地方債の 度、	平成六 年度 からの までの各 年度において 特別に起ことと ができるとと された地方債の 度、	平成二十 年度 までの各 年度において 特別に起ことと ができるとと された地方債の 度、	平成二十 年度 までの各 年度において 特別に起ことと ができるとと された地方債の 度、	十三 年度 から平 成十二 年度まで の各 年度にお いて特別に 發行を許 可された 地方債の 額	
昭和五十三年度 から平成十 年度	額 度から平成二十 年度までの各 年度において特 別に起ことと ができるとと された地方債の 度、	臨時財政対策の ため平成十三年 度から平成二十 年度までの各 年度において特 別に起ことと ができるとと された地方債の 度、	臨時財政対策の ため平成十三年 度から平成二十 年度までの各 年度において特 別に起ことと ができるとと された地方債の 度、	額 度から平成二十 年度までの各 年度において特 別に起ことと ができるとと された地方債の 度、	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	策のため昭和六 年 度から平 成十二年度まで の各年度にお いて特別に發行を 許可された地方 債の額	
種別補正											

九 地方税減収補 てん債償還費	までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金
平成二十一年度から までの各年度に おいて特別に發 行について同意 又は許可を得た	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十二年度まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額
平成二十一年度 元 年 度 か ら	種別補正

九 地方税減収補 てん債償還費	までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金
平成二十一年度から までの各年度に おいて特別に發 行について同意 又は許可を得た	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十二年度まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額
平成二十一年度 六 十三 年 度 か ら	種別補正

年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	臨時財政特例対策のため平成元年から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別補正	種別補正	地方債の額	地域財政特例対策のため平成元年から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	対策債償還費	十 地域財政特例
				年度	年	年	年
十五 臨時財政対策債償還費	十三及び十四 略	十二 財源対策債償還費	十一 臨時財政特例債償還費	十 地域財政特例	九 地域財政特例対策のため平成元年から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	八 対策債償還費	七 地域財政特例
ため平成十三年	額	平成六年度から平成二十一年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正

四 平成二十二年度	度から平成二十 一年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額	6 6～12 略	
三 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十二年度分の交付税 の総額に加算することとされていた額 六千六百九十五億円	(平成二十二年度分の交付税の総額の特例)	附 則	
二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第 一条の規定による改正前の地方交付税法(以下この条及び次条第五項に おいて「旧法」という。)附則第四条の二第三項の規定において平成二 十二年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 八百六十六 億円	第四条 平成二十二年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は 、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に三千七百億円を加算した額 から第六号及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額に地方団体が行う 雇用情勢等を踏まえた当面の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財 源を確保するために一兆四千八百五十億円を加算した額とする。	附 則	(平成二十二年度分の交付税の総額の特例)
一 第六条第二項の規定により算定した額	一 第六条第二項の規定により算定した額	6 6～12 略	
二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第十号)第 一条の規定による改正前の地方交付税法(以下この条及び次条第六項に おいて「旧法」という。)附則第四条の二第二項の規定において平成二 十一年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 千四百億円	第四条 平成二十一年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は 、第一号から第六号までに掲げる額の合算額に二千八百億円を加算した額 から第七号及び第八号に掲げる額の合算額を減額した額に地方団体が行う 雇用機会の創出その他の 地域の活性化に資する施策の実施に必要な財 源を確保するために一兆円 を加算した額とする。	附 則	(平成二十一年度分の交付税の総額の特例)
三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十一年度分の交付税 の総額に加算することとされていた額 五千八百三十一億円	三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十一年度分の交付税 の総額に加算することとされていた額 五千八百三十一億円	6 6～12 略	
四 平成二十一年度	度から平成二十 一年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額		

額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加

算額 五兆三千八百八十億円

(削除)

額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加
算額 四兆三百十億三千七百五十万円

五 平成二十一年度における交付税の総額を確保するため第一号から第四
号までに掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち前号に掲げる
額以外の額 一兆四千七百五十七億三千七百五十万円

五 平成二十一年度における借入金の額に相当する額 三十三兆六千百七

十二億九千五百四十万八千円

六 平成二十一年度における借入金の額に相当する額 三十三兆六千百七
十二億九千五百四十万八千円

七 平成二十一年度における借入金の額に相当する額 三十三兆六千百七
十二億九千五百四十万八千円

八 平成二十一年度における借入金の額に相当する額 三十三兆六千百七
十二億九千五百四十万八千円

2 平成二十一年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二
十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計
の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金
に係る利子の支払に充てるため必要な額 五千七百十二億円

2 平成二十一年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の
規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定におい
て同年度分の交付税の総額から減額することとされていた八百七十五億七
千七百五十一万九千円を減額する。

（平成二十一年度から平成四十一年度までの各年度分の交付税の総額の特
例等）

第四条の二 平成二十一年度から平成三十八年度までの各年度に限り、当該

各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額
の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

（平成二十一年度から平成四十一年度までの各年度分の交付税の総額の特
例等）

第四条の二 平成二十一年度から平成三十八年度までの各年度に限り、当該

各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額
の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

（削除）

2| 平成二十三年度及び平成二十四年度 の交付税の総額につ

いては、平成十九年度における国から地方団体への税源の移譲に伴う交付税の総額の減少の影響を緩和するため、前項の額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算する。

年 度	金 額
平成二十三年度	八百六十七億円
平成二十四年度	八百六十七億円

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

（削除）

3| 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度分の交付税の総額につ

いては、平成十九年度における国から地方団体への税源の移譲に伴う交付税の総額の減少の影響を緩和するため、第一項の額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算する。

年 度	金 額
平成二十二年度	八百六十六億円
平成二十三年度	八百六十七億円

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

（削除）

4| 平成二十二年度から平成三十六年度までの各年度分の交付税の総額は、

平成二十二年度にあつては第一項の額に同年度において前二項の規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる同年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成二十三年度及び平成二十四年度にあつては第一項の額に当該各年度において前項の規定により加算される額及び同表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算し

、平成二十三年度及び平成二十四年度にあつては第一項の額に当該各年度において前項の規定により加算される額及び同表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算し

、平成二十三年度及び平成二十四年度にあつては第一項の額に当該各年度において前項の規定により加算される額及び同表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算し

た額とし、平成二十五年度から平成三十七年度までの各年度にあつては第一項の額に同表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十三年度	六千六百九十五億円
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千二百四億円
平成二十九年度	三千七百三十九億円
平成三十年度	三千二百五十二億円
平成三十一年度	二千八百二十三億円
平成三十二年度	二千三百七十七億円
平成三十三年度	一千九百一十八億円
平成三十四年度	一千六百六十三億円
平成三十五年度	六百二億円
平成三十六年度	二百六十八億円
平成三十七年度	一百六十八億円

4| 平成二十三年度から平成二十七年度までの各年度分として交付すべき交

付税の総額に係る第六条第一項の規定による額の算定については、同項に

年 度	金 額
平成二十二年度	六千六百九十五億円
平成二十三年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十四年度	五千五百八十一億円
平成二十五年度	五千百十二億円
平成二十六年度	四千六百九十四億円
平成二十七年度	四千九十四億円
平成二十八年度	三千九百十九億円
平成二十九年度	三千六百十七億円
平成三十一年度	二千六百七十七億円
平成三十二年度	二千二百七十七億円
平成三十三年度	二千二百四十億円
平成三十四年度	二千二百六十九億円
平成三十五年度	七百九十一億円
平成三十六年度	三百六十七億円

5| 平成二十二年度から平成二十七年度までの各年度分として交付すべき交

付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に

規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、

平成十九年度において交付すべきであつた額を超えた額のうち四千九百九十四億三千七百万円及び平成二十年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち六千五百九十六億六百六十九万八千円について

、平成二十三年度に

当該年度分の交付税の総額から九百九十八億八千七百四十万円を、平成二十四年度に当該年度分の交付税の総額から三千六百三十六億八千七百四十万円を、平成二十五年度に当該年度分の交付税の総額から二千九百七十七億八千七百四十万円を、平成二十六年度に当該年度分の交付税の総額から二千三百十七億八千七百四十万円を、平成二十七年度に当該年度分の交付税の総額から一千六百五十八億九千四百九万八千円をそれぞれ減額する。

5 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第

一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額及び旧法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額を平成二十四年度から平成四十二年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成二十四年度から平成二十七年度までの各年度にあつては第三項の規定による額から八百二十七億三千六百五十万円を、平成二十八年度から平成三十七年度までの各年度に

規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成九年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち六百七十六億七千五百六十二万二千円、平成十年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち百九十九億百八十九万七千円及び平成十九年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち四千九百九十四億三千七百万円

について、平成二十二年度に当該年度分の交付税の総額から八百七十五億七千七百五十一万九千円を、平成二十三年度から平成二十七年度までに当該各年度分の交付税の総額から九百九十八億八千七百四十万円を

について、平成二十二年度に当該年度分の交付税の総額から九百九十八億八千七百四十万円を、平成二十三年度から平成二十七年度までに当該各年度分の交付税の総額から九百九十八億八千七百四十万円を

それぞれ減額する。

6 旧法

附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額及び前条第一項第五号に掲げる額に相当する額を平成二十三年度から平成四十二年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成二十三年度から平成二十七年度までの各年度にあつては第四項の規定による額から二千四百八十二億九百五十万円を、平成二十八年度から平成三十六年度までの各年度に

あつては同項の規定による額から千八百十一億千九百万円を、

平成三十八年度にあつては第一項の額から千八百十一億千九百万円を、平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあつては第六条第二項の規定により算定した額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。

第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

(特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入)

六条 平成二十二年度から平成二十六年度までの各年度に限り、各地方団体に対し交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
災害復興等 のための地方債利子支 払費	民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債に係る利子支払額	千円につき 九五〇円

あつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円を、平成

三十七年度及び平成三十八年度にあつては第一項の額から九百八十三億八千二百五十万円を、平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあつては第六条第二項の規定により算定した額から九百八十三億八千二百五
十万円をそれぞれ減額した額とする。

第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

(特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入)

第六条 平成二十一年度から平成二十六年度までの各年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
災害復興等 のための地方債利子支 払費	民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債に係る利子支払額	千円につき 九五〇円

前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎に

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎に

より同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
民法第三十四条の規定により設立された法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債で総務大臣が指定したものに係る当該年度における利子支払額	千円

(削除)

より同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
民法第三十四条の規定により設立された法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債で総務大臣が指定したものに係る当該年度における利子支払額	千円

(地域雇用創出推進費の基準財政需要額への算入)

市町村	道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
出推進費 地域雇用創	出推進費 地域雇用創	人口	一人につき	一人につき	二、一七〇 円
人口	人口				
一人につき 一、八四〇 円					

第六条の二 平成二十一年度及び平成二十二年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類			
算定単位			
単価			

一次の表に掲げる地方公共団体の種類及び算定単位ごとの単価に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額

(平成二十二年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 平成二十二年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基

準財政需要額は、第十一條の規定によつて算定した額から、道府県にあつては第一号及び第二号に掲げる額の合算額を、市町村にあつては第一号及び第三号に掲げる額の合算額を控除した額とする。

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表

の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数

値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

(平成二十一年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の三 平成二十一年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基

準財政需要額は、第十一條の規定によつて算定した額から次の表に掲げる地方公共団体の種類及び算定単位ごとの単価に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額を控除した額とする。

市町村	道府県	地方公共団体の種類	測定単位
人口	人口	算定単位	人口
一人につき 一一、八四四 円	一人につき 二七、四九一 円	単 価	
			表示単位

道府県	人口	一人につき	一一、九九二	円
市町村	人口	一人につき	一一、八四四	円

二 二兆二千三百三十四億円に当該道府県の控除前財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額から前号に掲げる額を控除した額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

三 九千七百二十億円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2

前項第一号の算定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該算定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

算定単位	算定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

2

前項 の算定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該算定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

算定単位	算定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

3

控除前財源不足額については、当該地方団体の財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものと合算したものの三分の一の数値をいう。）に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

4 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村

とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合に

おける基準財政需要額の合算額からその全区域を道府県とその特別区の存

する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第一項第一号に掲げる額の

合算額を控除した額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を

市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（

当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定める

ところにより、その控除前財源不足額とする。

別表第一（第十二条第四項関係）

		道府県	類体地方種団	
		一 警察費	経費の種類	
河川費	二 土木費	警 察 職 員 数	測定単位	
河川の延長	道路の延長	道路の面積	一人に	
一キロ	き ルにつ き メート ルにつ き 一キロ	千平方 メート ルにつ き 一五三、 〇〇〇	九、 一九一、 〇〇〇	円
一八〇、 〇〇〇	二、 一六七、 〇〇〇			

別表第一（第十二条第四項関係）

		道府県	類体地方種団	
		一 警察費	経費の種類	
河川費	二 土木費	警 察 職 員 数	測定単位	
河川の延長	道路の延長	道路の面積	一人に	
一キロ	き ルにつ き メート ルにつ き 一キロ	千平方 メート ルにつ き 一六一、 〇〇〇	九、 〇七〇、 〇〇〇	円
一七四、 〇〇〇	二、 二八七、 〇〇〇			

4 特別支援 教職員数	3 費 高等学校 中学校費 1 小学校費 三 教育費 4 その他の 土木費						3 港湾費					
	生徒数	教職員数	教職員数	教職員数	人口	の延長	漁港における外郭施設	の延長	漁港における外郭施設	の延長	港湾における外郭施設	の延長
一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	トルに 一メー ト	トルに 一メー ト	トルに 一メー ト	トルに 一メー ト	トルに 一メー ト	メート ルにつ き
六、 七〇六、 〇〇〇	六八、 一〇〇	七、 四七五、 〇〇〇	六、 八〇七、 〇〇〇	六、 七五五、 〇〇〇	一、 七六〇	六、 〇七〇	一二、 七〇〇	六、 一三〇	一二、 七〇〇	六、 一三〇	三〇、 五〇〇	

4 特別支援 教職員数	3 費 高等学校 中学校費 1 小学校費 三 教育費 4 その他の 土木費						3 港湾費					
	生徒数	教職員数	教職員数	教職員数	人口	の延長	漁港における外郭施設	の延長	漁港における外郭施設	の延長	港湾における外郭施設	の延長
一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	トルに 一メー ト	トルに 一メー ト	トルに 一メー ト	トルに 一メー ト	トルに 一メー ト	メート ルにつ き
六、 六一五、 〇〇〇	六三、 九〇〇	七、 二六六、 〇〇〇	六、 五八三、 〇〇〇	六、 五三三、 〇〇〇	一、 六六〇	六、 二三〇	一二、 八〇〇	六、 三〇〇	一二、 八〇〇	六、 三〇〇	三〇、 四〇〇	

五 産業経済費	5 労働費	4 健 福 祉 費	3 衛 生 費	2 社 會 福 祉	1 費	四 厚 生 勞 働 費	5 その他の 教育費			学校費			
	人口	上人口	七十五歳以 下人口	上人口	六十五歳以 下人口	人口	町村部人口	の数	私立の学校 の幼児、児 童及び生徒	校及び大学 の学生の数	高等専門学 校の人口	人口	学級数
	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	につき 一人に	つ 一 学 級
	六〇七 	九七、 四〇〇 	四九、 一〇〇 	一二、 二〇〇 	一〇、 八〇〇 	七、 四三〇 			二五八、 四〇〇 	二四八、 〇〇〇 	一、 九二〇 		二、 五四三、 〇〇〇

五 産業経済費	5 労働費	4 健 福 祉 費	3 衛 生 費	2 社 會 福 祉	1 費	四 厚 生 勞 働 費	5 その他の 教育費			学校費			
	人口	上人口	七十五歳以 下人口	上人口	六十五歳以 下人口	人口	町村部人口	の数	私立の学校 の幼児、児 童及び生徒	校及び大学 の学生の数	高等専門学 校の人口	人口	学級数
	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	つき 一人に	につき 一人に	つ 一 学 級
	五四八 	九六、 〇〇〇 	四六、 四〇〇 	一一、 三〇〇 	九、 三四〇 	六、 八四〇 			二五〇、 一〇〇 	二三七、 〇〇〇 	一、 八〇〇 		二、 三四一、 〇〇〇

農業行政									
農家数	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	一戸につき	農業行政費	水産行政費	商工行政費	総務費	恩給費	地域振興費
九五〇	四、九七〇	一一七、〇〇〇	一戸につき	二、林野行政費	三、水産行政費	四、商工行政費	六、総務費	二、恩給費	七、災害復旧費
九五〇	一五、二〇〇	三一三、〇〇〇	一ヘクタールにつき	一、一ヘクタールにつき	七、二八〇	二、三四〇	一、一二一、〇〇〇	七三一	一、一戸につき
九五〇	四、五〇〇	一〇六、〇〇〇	一戸につき	二、林野行政費	三、水産行政費	四、商工行政費	六、総務費	二、恩給費	七、災害復旧費

農業行政									
農家数	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	一戸につき	農業行政費	水産行政費	商工行政費	総務費	恩給費	地域振興費
九五〇	四、五〇〇	一〇六、〇〇〇	一戸につき	二、林野行政費	三、水産行政費	四、商工行政費	六、総務費	二、恩給費	七、災害復旧費
九五〇	一四、三〇〇	二八四、〇〇〇	一ヘクタールにつき	一、一七五、〇〇〇	七、一八〇	二、一三〇	一、一二一、〇〇〇	七三一	一、一戸につき
九五〇	四、五〇〇	一〇六、〇〇〇	一戸につき	二、林野行政費	三、水産行政費	四、商工行政費	六、総務費	二、恩給費	七、災害復旧費

八 補正予算債
償還費

還金	昭和五十四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき
許可を得た	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十一年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は	千円につき

五六

八〇〇

八 棄正予算債
償還費

昭和五十三年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため可された地方債に係る元利償還金	千円につき	還金
平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十一年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た	つき	

五六

八〇〇

十一 特例債償還費		十 費 例対策債償還 地域財政特							九 費 補てん債償還 地方税減収											
年度から	め平成元年から	額	た 地 方 債 を 許 可 さ れ	度 に お い て	ま で の 各 年	平 成 五 年 度 か ら	め 平 成 元	額	た 地 方 債 を 許 可 さ れ	度 に お い て	ま で の 各 年	平 成 五 年 度 か ら	め 平 成 二 十 年 度 か ら	額	た 地 方 債 を 許 可 さ れ	度 に お い て	ま で の 各 年	平 成 二 十 年 度 か ら	め 平 成 元	地方債の額
		千円につき					千円につき						千円につき		千円につき					千円につき
三	三							六	六					七						

十一 特例債償還費		十 費 例対策債償還 地域財政特							九 費 補てん債償還 地方税減収											
年度から	め昭和六年から	額	た 地 方 債 を 許 可 さ れ	度 に お い て	ま で の 各 年	平 成 三 年 度 か ら	め昭和六年	額	た 地 方 債 を 許 可 さ れ	度 に お い て	ま で の 各 年	平 成 三 年 度 か ら	め昭和二十二年	額	た 地 方 債 を 許 可 さ れ	度 に お い て	ま で の 各 年	平 成 十三 年 度 か ら	め昭和六 年	地方債の額
		千円につき					千円につき						千円につき		千円につき					千円につき
三	三							五	五					七						七〇

度までの各 年度におい て特別に發 行を許可さ れた地方債 の額	十二 財源対策 債償還費	十一 年度ま で各年度の財 源対策のため 当該各年度お いて発行に ついて同意又 は許可を得た 地方債の額	平成六年度 から平成二 年までの各 年度による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び の各年度の 個人の道府 県民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び の各年度の 債償還費	十三 減税補 てん債償還費
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき

七〇

六〇

十二 財源対策 債償還費	平成六年度 から平成二 十年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額	千円に つき	平成十二年 度までの各 年度におい て特別に發 行を許可さ れた地方債 の額	
			平成二年 度	平成十 八年度
十三 減税補て ん債償還費	個人の道府 県民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十年度 から平成十 八年度まで の各年度の	千円に つき		

七
一

六一

減収を補んするため当該各年度において特別に起きたこととされた地方債の額									
十四 脇時税収 補てん債償還					十五 臨時財政 対策債償還費				
において特	こととさ	れることとさ	れた地方債	の額	の額	の額	の額	の額	の額
別に起こす	ることとさ	ることとさ	ることとさ	ることとさ	ることとさ	ることとさ	ることとさ	ることとさ	ることとさ
において特	れることとさ	れることとさ	れることとさ	れることとさ	れることとさ	れることとさ	れることとさ	れることとさ	れることとさ
別に起こす	れることとさ	れることとさ	れることとさ	れることとさ	れることとさ	れることとさ	れることとさ	れることとさ	れることとさ
の各年度	れることとさ	れることとさ	れることとさ	れることとさ	れることとさ	れることとさ	れることとさ	れることとさ	れることとさ
十一年度ま	から平成二	成十三年度	臨時財政対	策のため平	かく	十一年度ま	十一年度ま	十一年度ま	十一年度ま

六八

一九

当該各年度において特 別に起こすこととさ れた地方債の額		減収を補てんするため に起こすこととされた地 方債の額	
十四 臨時税収 補てん債償還	十五 臨時財政 対策債償還費	十四 臨時税収 補てん債償還	十五 臨時財政 対策債償還費
平成九年度 において特 別に起こす こととさ れた地方債 の額	成十三年度 策のため平 臨時財政對 策債償還費 の額	平成九年度 において特 別に起こす こととさ れた地方債 の額	十 度ま から平成二 の各年度 において特 別に起こす こととさ れた地方債 の額
千円につ き	千円につ き	千円につ き	千円につ き

六九

一九

市町村	一 消防費	二 土木費	1 道路橋り よう費	道路の面積 千平方メートルにつき	人口	の額		
							2 港湾費	3 都市計画
都市計画区	港湾における外郭施設の延長	漁港における係留施設の延長	港湾における外郭施設の延長	港湾における係留施設の延長	道路の延長	道路の面積 千平方メートルにつき	人口	の額
都市計画区	漁港における外郭施設の延長	漁港における係留施設の延長	港湾における外郭施設の延長	港湾における係留施設の延長	道路の延長	道路の面積 千平方メートルにつき	人口	の額
一人に	つき	つき	つき	つき	き	き	つき	八〇、九〇〇円
	一、〇八〇	四、八三〇	一二、八〇〇	六、三〇〇	二八、九〇〇	二五二、〇〇〇		

3 高等學校 教職員數	2 中學校費			1 小學校費			三 教育費	6 その他の 土木費	5 下水道費	4 公園費			費 域における 人口
	学校数	学級数	生徒数	学校数	学級数	児童数	人口	人口	面積	都市公園の 面積	人口	人口	
一人に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき
七、 五〇四、 〇〇〇	九、 九七二、 〇〇〇	一、 一一五、 〇〇〇	四二、 四〇〇	九、 四九〇、 〇〇〇	九三〇、 〇〇〇	四三、 四〇〇	二、 〇一〇	一〇〇		三七、 八〇〇		六三五	

3 高等學校 教職員數	2 中學校費			1 小學校費			三 教育費	6 その他の 土木費	5 下水道費	4 公園費			費 域における 人口
	学校数	学級数	生徒数	学校数	学級数	児童数	人口	人口	面積	都市公園の 面積	人口	人口	
一人に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき	一校に につき
七、 二八〇、 〇〇〇	九、 三〇六、 〇〇〇	一、 〇九一、 〇〇〇	三八、 三〇〇	八、 六五九、 〇〇〇	八三四、 〇〇〇	四一、 一〇〇	一、 九三〇	一〇〇		三七、 五〇〇		六二三	

行政費		1 農業行政		五 産業経済費		5 清掃費		4 健福祉費		3 保健衛生		2 社会福祉		1 生活保護		四 厚生費		4 教育費		4 その他の費	
者数	産業の従業者数	林業及び水産業	農家数	人口	上人口	七十五歳以上人口	六十五歳以上人口	人口	人口	人口	市部人口	人口	市部人口	人口	人口	児数	幼稚園の幼児数	人口	生徒数	人口	生徒数
つき	つき	つき	つき	つき	つき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき
二六六、〇〇〇	九四、一〇〇			五、八一〇		八八、四〇〇	六八、七〇〇	五、九二〇	一七、四〇〇	七、五〇〇					三六二、〇〇〇		五、三〇〇	七九、四〇〇			

行政費		1 農業行政		五 産業経済費		5 清掃費		4 健福祉費		3 保健衛生		2 社会福祉		1 生活保護		四 厚生費		4 教育費		4 その他の費	
者数	産業の従業者数	林業及び水産業	農家数	人口	上人口	七十五歳以上人口	六十五歳以上人口	人口	人口	人口	市部人口	人口	市部人口	人口	人口	児数	幼稚園の幼児数	人口	生徒数	人口	生徒数
つき	つき	つき	つき	つき	つき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき	につき
二五三、〇〇〇	八五、三〇〇			五、六五〇		八六、三〇〇	七〇、七〇〇	四、四六〇	一五、四〇〇	六、九七〇					三四〇、〇〇〇		五、二四〇	七二、八〇〇			

八 業債償還費	八 辺地対策事	七 災害復旧費	3 地域振興費	2 戸籍住民基本台帳費	1 徴稅費	六 総務費	3 商工行政費	人口
め 發行 に充 てるた れ	辺地 対策事 業費の 財源	係る元 利償 還金	た地方 債に は許可 を得 て同意 又に充 てるた れ	め發行 につ つ ては許 可を得 て同意 又に充 てるた れ	業費の 財源	災害復 旧費	面積	人口
つき 千円に つき	つき 千円に つき	一、 一〇七、 〇〇〇	一、 一〇七、 〇〇〇	一、 一〇七、 〇〇〇	一、 五八〇	六、 一六〇	一、 三三〇	一人に つき
八〇〇	九五〇	八〇〇	二、 四二〇	二、 〇二〇	六、 一六〇	一、 五八〇	一、 三三〇	一人に つき

九 様
償還費
補正予算債

費に係る事業等の各年度に	おいて国に	の各年度まで	から平成二十一年か	ら平成二十六年か	で及び平成十一年か	度から平成十四年度ま	度及び平成十一年か	元利償還金	方債に係る事	可された地	め発行を許	に充てるた	業費の財源	等に係る事	の補正予算	において國に	の各年度まで	成十年度ま	年昭和五十四年	還金	は許可を得た地方債に
に	する	に	まで	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	
費に係る事業等の各年度に	おいて国に	の各年度まで	から平成二十一年か	ら平成二十六年か	で及び平成十一年か	度から平成十四年度ま	度及び平成十一年か	元利償還金	方債に係る事	可された地	め発行を許	に充てるた	業費の財源	等に係る事	の補正予算	において國に	の各年度まで	成十年度ま	年昭和五十四年	還金	は許可を得た地方債に

千円に
つき

八〇〇

五六

九 様
償還費
補正予算債

費に係る事業等の各年度に	おいて国に	の各年度まで	から平成二十一年か	ら平成二十六年か	で及び平成十一年か	度から平成十四年度ま	度及び平成十一年か	元利償還金	方債に係る事	可された地	め発行を許	に充てるた	業費の財源	等に係る事	の補正予算	において國に	の各年度まで	成十年度ま	年昭和五十三年	還金	は許可を得た地方債に
に	する	に	まで	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	
費に係る事業等の各年度に	おいて国に	の各年度まで	から平成二十一年か	ら平成二十六年か	で及び平成十一年か	度から平成十四年度ま	度及び平成十一年か	元利償還金	方債に係る事	可された地	め発行を許	に充てるた	業費の財源	等に係る事	の補正予算	において國に	の各年度まで	成十年度ま	年昭和五十三年	還金	は許可を得た地方債に

千円に
つき

八〇〇

五六

三六

六七

三五

七〇

十二 臨時財政
特例債償還費

十三 財源対策										十二 臨時財政 特例債償還費									
度まで及び年	成六年度か	ら平成八年度か	る特別減税による平年	個人の市町村民税に係	の額	又は許可を得た地方債	ついて発行に同意	のため当該	各年度におい	ての各年度	かから平成二年	の額	行された地方債	を許可さ	て特別に発行を許可さ	度までの各年度におい	度までの各年度におい	め平成元年	例対策のたつき
度まで及び年	成六年度か	ら平成八年度か	る特別減税による平年	個人の市町村民税に係	の額	又は許可を得た地方債	ついて発行に同意	のため当該	各年度におい	ての各年度	かから平成二年	の額	行された地方債	を許可さ	て特別に発行を許可さ	度までの各年度におい	度までの各年度におい	め平成元年	例対策のたつき

九〇

五九

三六

十二 臨時財政
特例債償還費

十三 財源対策										十二 臨時財政 特例債償還費									
度まで及び年	成六年度か	ら平成八年度か	る特別減税による平年	個人の市町村民税に係	の額	又は許可を得た地方債	ついて発行に同意	のため当該	各年度におい	ての各年度	かから平成二年	の額	行された地方債	を許可さ	て特別に発行を許可さ	度までの各年度におい	度までの各年度におい	め昭和六十	例対策のたつき
度まで及び年	成六年度か	ら平成八年度か	る特別減税による平年	個人の市町村民税に係	の額	又は許可を得た地方債	ついて発行に同意	のため当該	各年度におい	ての各年度	かから平成二年	の額	行された地方債	を許可さ	て特別に発行を許可さ	度までの各年度におい	度までの各年度におい	め昭和六十	例対策のたつき

九二

六二

三五

六九

五三

十六 対策債償還費	十七 臨時財政対策のため平成十三年度までの各年度において特に起こそする	十八 千円につき	十九 十五 補てん債償還費	二十 臨時税収補てんのため	二十一 別に起こそすることができるところとさ	二十二 別に起こそすることができるところとさ	二十三 別に起こそすることができるところとさ	二十四 別に起こそすることができるところとさ	二十五 臨時税収補てんのため	二十六 臨時財政対策のため平成二年までの各年度において特に起こそする
から平成二年まで	から平成二年まで	つき	の額	の額	こととさ	こととさ	こととさ	こととさ	の額	の額

六九

五三

別表第二（第十二条第五項関係）

市町村	道府県	地団体の種類	測定単位	単位費用	ことができるることとされた地方債の額
面積 人口	面積 人口				
つき 一平方キロ メートルに 一人につき 二、五六二、〇〇〇	つき 一平方キロ メートルに 一人につき 二、三七六、〇〇〇	つき 一平方キロ メートルに 一人につき 一、二一八、〇〇〇	つき 一平方キロ メートルに 一人につき 一、一四八、〇〇〇	一、一二、一七〇 円	

別表第一（第十二条第五項関係）

市町村	道府県	地団体の種類	測定単位	単位費用	ができるることとされた地方債の額
面積 人口	面積 人口				
つき 一平方キロ メートルに 一人につき 二、三七六、〇〇〇	つき 一平方キロ メートルに 一人につき 二、二一、八三〇	つき 一平方キロ メートルに 一人につき 一、一四八、〇〇〇	つき 一平方キロ メートルに 一人につき 一、一二、三三〇	円	

（傍線部は改正部分）

改 正 案

附 則

（交付税及び譲与税配付金勘定における借入金の特例）

第四条 交付税及び譲与税配付金勘定において、平成二十二年度から平成三十八年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十二年度にあっては三十三兆六千百七十二億九千五百四十万八千円（以下この項において「平成二十二年度分の借入金限度額」という。）を、平成二十三年度から平成三十八年度までの各年度にあっては平成二十二年度分の借入金限度額から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に応ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、同勘定の負担において、借入金をすることができる。

年 度	控 除 額
平成二十三年度	八千五百九十三億円
平成二十四年度	九千四百五十三億円
平成二十五年度	一兆七百六十六億円

現 行

附 則

（交付税及び譲与税配付金勘定における借入金の特例）

第四条 交付税及び譲与税配付金勘定において、平成二十一年度から平成三十八年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十一年度にあっては三十三兆六千百七十二億九千五百四十万八千円（以下この項において「平成二十一年度分の借入金限度額」という。）を、平成二十二年度から平成三十八年度までの各年度にあっては平成二十一年度分の借入金限度額から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に応ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、同勘定の負担において、借入金をすることができる。

年 度	控 除 額
平成二十二年度	七千八百十二億円
平成二十三年度	八千五百九十三億円
平成二十四年度	九千四百五十三億円
平成二十五年度	一兆七百六十六億円

			平成二十六年度	一兆二千二百四十八億円
			平成二十七年度	一兆三千九百二十億円
			平成二十八年度	一兆五千八百億円
			平成二十九年度	一兆七千三百八十億円
			平成三十年度	一兆九千百十八億円
			平成三十一年度	二兆千二十九億円
			平成三十二年度	二兆三千百三十五億円
			平成三十三年度	二兆五千四百四十五億円
			平成三十四年度	二兆七千九百九十一億円
			平成三十五年度	二兆九千八百三十六億円
			平成三十六年度	三兆千七百七十億円
			平成三十七年度	三兆三千七百九十一億円
			平成三十八年度	三兆五千八百九十七億九千五百四十万八千円
	2	前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。		
3	第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかるわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。			
		(交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の額の特例)		
第九条	第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十二年		平成二十六年度	一兆二千二百四十八億円
一項第二号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額に一兆四千八百五十億円を加算した額とし、平成二十三年度にあつては第二十四条の規			平成二十七年度	一兆三千九百二十億円
			平成二十八年度	一兆五千三百十億円
			平成二十九年度	一兆六千八百四十一億円
			平成三十年度	一兆六千五百二十五億円
			平成三十一年度	二兆三百七十七億円
			平成三十二年度	二兆三千四百十七億円
			平成三十三年度	二兆四千六百五十六億円
			平成三十四年度	二兆七千百二十三億円
			平成三十五年度	二兆八千八百八十一億円
			平成三十六年度	三兆七百十九億円
			平成三十七年度	三兆二千六百三十四億円
			平成三十八年度	三兆五千八百九十七億九千五百四十万八千円
	2	前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。		
3	第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかるわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。			
		(交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の額の特例)		
第九条	第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十一		平成二十六年度	一兆二千二百四十八億円
一項第二号から第五号までに掲げる額の合算額を加算した額に一兆円			平成二十七年度	一兆三千九百二十億円
			平成二十八年度	一兆五千三百十億円
			平成二十九年度	一兆六千八百四十一億円
			平成三十年度	一兆六千五百二十五億円
			平成三十一年度	二兆三百七十七億円
			平成三十二年度	二兆三千四百十七億円
			平成三十三年度	二兆四千六百五十六億円
			平成三十四年度	二兆七千百二十三億円
			平成三十五年度	二兆八千八百八十一億円
			平成三十六年度	三兆七百十九億円
			平成三十七年度	三兆二千六百三十四億円
			平成三十八年度	三兆五千八百九十七億九千五百四十万八千円
	2	前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。		
3	第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかるわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。			
		(交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の額の特例)		
第九条	第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十一		平成二十六年度	一兆二千二百四十八億円
一項第二号から第五号までに掲げる額の合算額を加算した額に一兆円			平成二十七年度	一兆三千九百二十億円
			平成二十八年度	一兆五千三百十億円
			平成二十九年度	一兆六千八百四十一億円
			平成三十年度	一兆六千五百二十五億円
			平成三十一年度	二兆三百七十七億円
			平成三十二年度	二兆三千四百十七億円
			平成三十三年度	二兆四千六百五十六億円
			平成三十四年度	二兆七千百二十三億円
			平成三十五年度	二兆八千八百八十一億円
			平成三十六年度	三兆七百十九億円
			平成三十七年度	三兆二千六百三十四億円
			平成三十八年度	三兆五千八百九十七億九千五百四十万八千円

定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額とし、平成二十四年度にあっては同条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成二十五年度から平成二十七年度までの各年度にあっては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十七年度までの各年度にあっては同条の規定により算定した額により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあっては同条の規定により算定した額から第五号に掲げる額を減額した額とする。

第一次の表の上欄に掲げる当該各年度に応する同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第二項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額

年 度	金 額
平成二十四年度	八百六十七億円
平成二十三年度	八百六十七億円
平成二十一年度	八百六十七億円
二次の表の上欄に掲げる当該各年度に応する同表の下欄に定める金額	

定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額に五千億円を加算した額とし、平成二十三年度及び平成二十四年度にあっては同条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成二十五年度から平成二十七年度までの各年度にあっては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十六年度までの各年度にあっては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成三十七年度から平成四十二年度までの各年度にあっては同条の規定により算定した額から第五号に掲げる額を減額した額とする。

第一次の表の上欄に掲げる当該各年度に応する同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額

年 度	金 額
平成二十二年度	八百六十六億円
平成二十三年度	八百六十七億円
平成二十四年度	八百六十七億円
二次の表の上欄に掲げる当該各年度に応する同表の下欄に定める金額	

平成二十三年度	六千六百九十五億円
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年度	五千五百九十四億円
平成二十七年度	五千百十二億円
平成二十八年度	四千二百四億円
平成二十九年度	三千七百三十九億円
平成三十年度	三千二百五十二億円
平成三十一年度	二千八百二十三億円
平成三十二年度	二千三百七十七億円
平成三十三年度	一千九百一十八億円
平成三十四年度	一千四百六十三億円
平成三十五年度	一千六億円
平成三十六年度	六百一億円
平成三十七年度	二百六十八億円
三 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成二十四年度から平成二十七年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 八百二十七億三千六百五十万円	
四 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八百十一億千九百万円	
五 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百	

平成二十三年度	六千六百九十五億円
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年度	五千五百九十四億円
平成二十七年度	五千百十二億円
平成二十八年度	四千九十四億円
平成二十九年度	三千六百十七億円
平成三十年度	三千百十九億円
平成三十一年度	二千六百七十七億円
平成三十二年度	二千二百六十九億円
平成三十三年度	二千二百四十七億円
平成三十四年度	二千二百六十九億円
平成三十五年度	二千二百四十一億円
平成三十六年度	二千二百六十七億円
三 地方交付税法附則第四条の二第六項の規定により平成二十三年度から平成二十七年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千四百八十二億九百五十万円	
四 地方交付税法附則第四条の二第六項の規定により平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千八百三億八千二百五十万円	

八十三億八千二百五十万円

改 正 案	現 行
附 則	附 則
（公営競技を行う地方公共団体の納付金）	（公営競技を行う地方公共団体の納付金）
<p>第三十二条の二 地方公共団体は、昭和四十五年度から平成二十七年度までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、地方債の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公共団体金融機構に納付するものとする。</p>	<p>第三十二条の二 地方公共団体は、昭和四十五年度から平成二十二年度までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、地方債の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公共団体金融機構に納付するものとする。</p>
（平成二十二年度における地方債の特例等）	（平成十九年度から平成二十一年度までの間における地方債の特例等）
<p>第三十三条の五の二 地方公共団体は、平成二十二年度に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、<u>地方交付税法附則第六条の二第一項</u>の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。</p>	<p>第三十三条の五の二 地方公共団体は、平成十九年度から平成二十一年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、<u>地方交付税法附則第六条の三第一項</u>の規定により控除する額に係る同項に規定する算定方法に準ずるものとして総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。</p>
<p>2 前項の規定により地方公共団体が起こすこととされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準</p>	<p>2 前項の規定により地方公共団体が起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準</p>

財政需要額に算入するものとする。

(旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置)

第三十三条の九 政府は、平成二十一年度から平成二十四年度までの間に、地方公共団体から平成四年五月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金（資金運用部資金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十九号）第一条の規定による改正前の資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第六条第一項に規定する資金運用部資金をいう。以下この項において同じ。）若しくは旧簡易生命保険資金（旧簡易生命保険特別会計法（昭和十九年法律第十二号）第七条第一項に規定する積立金をいう。以下この項において同じ。）又は平成五年八月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第九条第一項の規定による解散前の公営企業金融公庫の資金をいう。以下この項において同じ。）のうち年利五パーセント以上のものについて繰上償還を行おうとする旨の申出があつた場合において、当該地方公共団体から行政の簡素化及び効率化に關し政令で定める事項を定めた計画が提出され、当該計画の内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものであり、かつ、当該計画の円滑な実施のため地方債の金利に係る負担の軽減が必要であると認めるときは、政令で定めるところにより、当該繰上償還に係る資金が旧資金運用部資金であるときは当該繰上償還に応ずるものとし、当該繰上償還に係る資金が旧簡易生命保険資金又は旧公営企業金融公庫資金であるときは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は地方公共団体金融機構に対して繰上償還に応ずるよう要請するものとする。

財政需要額に算入するものとする。

(旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置)

第三十三条の九 政府は、平成十九年度から平成二十一年度までの間に、地方公共団体から平成四年五月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金（資金運用部資金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十九号）第一条の規定による改正前の資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第六条第一項に規定する資金運用部資金をいう。以下この項において同じ。）

又は平成五年八月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた公営企業金融公庫の資金のうち年利五パーセント以上のものについて繰上償還を行おうとする旨の申出があつた場合において、当該地方公共団体から行政の簡素化及び効率化に關し政令で定める事項を定めた計画が提出され、当該計画の内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものであり、かつ、当該計画の円滑な実施のため地方債の金利に係る負担の軽減が必要であると認めるときは、政令で定めるところにより、当該繰上償還に係る資金が旧資金運用部資金であるときは当該繰上償還に応ずるものとし、当該繰上償還に係る資金が公営企業金融公庫の資金であるときは公営企業金融公庫に対して繰上償還に応ずるよう要請するものとする。

2 前項の場合において、政府は、繰上償還に応ずるためには必要な金銭として繰上償還に係る地方債の元金償還金以外の金銭を受領しないものとする。

3 前項の規定は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は地方公共団体金融機構が第一項の規定に基づく政府の要請により繰上償還に応ずる場合について準用する。

2 前項の場合において、政府は、繰上償還に応ずるためには必要な金銭として繰上償還に係る地方債の元金償還金以外の金銭を受領しないものとする。

3 前項の規定は、公営企業金融公庫
が第一項の規定に基づく政府の要請により繰上償還に応ずる場合について準用する。

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部改正（第四条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案

（趣旨）

第一条 この法律は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号。以下「平成十八年児童手当法等改正法」という。）及び児童手当法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十六号。以下「平成十九年児童手当法改正法」という。）の施行により児童手当に要する費用についての地方公共団体の負担が増大すること並びに平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年子ども手当支給法」という。）の施行により子ども手当（平成二十二年子ども手当支給法の定めにより児童手当とみなされる部分を含む。以下同じ。）に要する費用につい

ての地方公共団体の負担が発生すること並びに個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二の規定による控除（以下「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少すること並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「地方税法等改正法」という。）の施行により自動車取得税の収入が減少することに伴い地方税法第百四十三

現 行

（趣旨）

第一条 この法律は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号。以下「平成十八年児童手当法等改正法」という。）及び児童手当法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十六号。以下「平成十九年児童手当法改正法」という。）の施行により児童手当に要する費用についての地方公共団体の負担が増大すること

並びに個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二の規定による控除（以下「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少すること並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「地方税法等改正法」という。）の施行により自動車取得税の収入が減少することに伴い地方税法第百四十三

条の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の収入が減少することに伴う地方公共団体の財政状況にかんがみ、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

（地方特例交付金の交付）

第二条 地方特例交付金は、都道府県及び市町村に對して交付するものとする。

2 地方特例交付金の種類は、児童手当及び子ども手当特例交付金（平成十八年児童手当法等改正法及び平成十九年児童手当法改正法の施行による児童手当に要する費用についての地方公共団体の負担の増大並びに平成二十二年子ども手当支給法の施行による子ども手当に要する費用についての地方公共団体の負担の発生）に對処するために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）及び減収補てん特例交付金（個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるため（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、当該減収額及び地方税法等改正法の施行による自動車取得税の収入の減少に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるため）に当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。

3 每年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次条第一項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金総額及び当該年度における第四条第一項に規定する減収補てん特例交付金総額の合算額とする。

条の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の収入が減少することに伴う地方公共団体の財政状況にかんがみ、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

（地方特例交付金の交付）

第二条 地方特例交付金は、都道府県及び市町村に對して交付するものとする。

2 地方特例交付金の種類は、児童手当 特例交付金（平成十八年児童手当法等改正法及び平成十九年児童手当法改正法の施行による児童手当に要する費用についての地方公共団体の負担の増大）に對処するために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）及び減収補てん特例交付金（個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるため（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、当該減収額及び地方税法等改正法の施行による自動車取得税の収入の減少に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるため）に当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。

3 每年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次条第一項に規定する児童手当 特例交付金総額及び当該年度における第四条第一項に規定する減収補てん特例交付金総額の合算額とする。

4 每年度分として各都道府県又は各市町村に對して交付すべき地方特例交付金の額は、當該年度において次条第三項又は第五項の規定により交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額及び當該年度において第四条第三項又は第五項の規定により交付すべき減収補てん特例交付金の額の合算額とする。

(児童手当及び子ども手当特例交付金の額)

第三条 每年度分として交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の総額は、平成十八年児童手当法等改正法の施行により増大した地方公共団体の児童手当に要する費用の状況を勘案して予算で定める額（

平成二十二年度

にあつては、當該額に、平成十九年児童

手当法改正法の施行により増大した地方公共団体の児童手当に要する費用の状況を勘案して予算で定める額（第三項及び第五項において「平成十九年児童手当法改正法に係る

加算総額」という。）及び

平成二十二年子ども手当支給法の施行により発生した地方公共団体の子ども手当に要する費用の状況を勘案して予算で定める額（第三項及び第五項において「平成二十二年子ども手当支給法に係る加算総額」という。）の合算額を加算した額。次項及び第四項において「児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）とする。

2 每年度分として各都道府県に對して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の総額は、児童手当及び子ども手当特例交付金総額の二分の一に相当する額（次項において「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）とする。

3 每年度分として各都道府県に對して交付すべき児童手当

4 每年度分として各都道府県又は各市町村に對して交付すべき地方特例交付金の額は、當該年度において次条第三項又は第五項の規定により交付すべき児童手当 特例交付金の額及び當該年度において第四条第三項又は第五項の規定により交付すべき減収補てん特例交付金の額の合算額とする。

(児童手当 特例交付金の額)

第三条 每年度分として交付すべき児童手当 特例交付金の総額は、平成十八年児童手当法等改正法の施行により増大した地方公共団体の児童手当に要する費用の状況を勘案して予算で定める額（平成十九年度から平成二十一年度までの各年度にあつては、當該額に、平成十九年児童手当法改正法の施行により増大した地方公共団体の児童手当に要する費用の状況を勘案して予算で定める額（第三項及び第五項において「児童手当特例交付金加算総額」という。）

をえた額。次項及び第四項において「児童手当特例交付金総額」という。）とする。

2 每年度分として各都道府県に對して交付すべき児童手当 特例交付金の総額は、児童手当 特例交付金総額の二分の一に相当する額（次項において「都道府県児童手当 特例交付金総額」という。）とする。

3 每年度分として各都道府県に對して交付すべき児童手当

特例交付金の額は、都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の児童手当対象児童（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第七条第一項第一号に規定する小学校修了前特例給付支給要件児童（平成十八年児童手当法等改正法第一条による改正前の児童手当法附則第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童を除く。）で総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第五項において同じ。）の数でん分した額（平成二十二年度にあつては、都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額から平成十九年児童手当法改正法に係る加算総額の二分の一に相当する額（以下この項において「平成十九年児童手当法に係る都道府県加算総額」という。）及び平成二十二年子ども手当支給法に係る加算総額の二分の一に相当する額（以下この項において「平成二十二年子ども手当支給法に係る都道府県加算総額」という。）及び平成二十二年子ども手当支給法に係る都道府県加算総額」という。）の合算額を控除した額を総務省令で定めるところにより各都道府県の児童手当対象児童の数でん分した額に、平成十九年児童手当法改正法に係る都道府県加算総額を総務省令で定めるところにより各都道府県の児童手当引上対象児童数（三歳に満たない児童のうち平成十九年児童手当法改正法による児童手当の額の引上げに係るもの数として総務省令で定めるところにより算定した数をいう。第五項において同じ。）である分した額及び平成二十二年子ども手当支給法に係る都道府県加算総額を総務省令で定めるところにより各都道府県の子ども手当負担対象の子どもの数（平成二十二年子ども手当支給法第三条第一項に規定する子どものうち子ども手当の支給に伴う地方

特例交付金の額は、都道府県児童手当特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の児童手当対象児童（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第七条第一項第一号に規定する小学校修了前特例給付支給要件児童（平成十八年児童手当法等改正法第一条による改正前の児童手当法附則第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童を除く。）で総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第五項において同じ。）の数でん分した額（平成十九年度から平成二十一年度までの各年度にあつては、都道府県児童手当特例交付金総額から童手当特例交付金加算総額の二分の一に相当する額（以下この項において「都道府県児童手当特例交付金加算総額」という。）を控除した額を総務省令で定めるところにより各都道府県の児童手当対象児童の数でん分した額に、都道府県児童手当特例交付金加算総額を総務省令で定めるところにより各都道府県の児童手当引上対象児童数（三歳に満たない児童のうち平成十九年児童手当法改正法による児童手当の額の引上げに係るもの数として総務省令で定めるところにより算定した数をいう。第五項において同じ。）である分した額

公共団体の負担の増大に係るもの数として総務省令で定めるところにより算定した数をいう。第五項において同じ。）であん分した額の合算額を加算した額とする。

4 每年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の総額は、児童手当及び子ども手当も手当特例交付金の総額は、児童手当及び子ども手当特例交付金総額の二分の一に相当する額（次項において「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）とする。

5 每年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額は、市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各市町村の児童手当対象児童の数であん分した額（平成二十二年度）にあつては、市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額から平成十九年児童手当法改正法に係る加算総額の二分の一に相当する額（以下この項において「平成十九年児童手当法改正法に係る市町村加算総額」という。）及び平成二十二年子ども手当支給法に係る加算総額の二分の一に相当する額（以下この項において「平成二十二年子ども手当支給法に係る加算総額」という。）の合算額を控除した子どもの手当支給法に係る市町村加算総額」という。）の合算額を控除した額を総務省令で定めるところにより各市町村の児童手当対象児童の数であん分した額に、平成十九年児童手当法改正法に係る市町村加算総額を総務省令で定めるところにより各市町村の児童手当引上対象児童数であん分した額及び平成二十二年子ども手当支給法に係る市町村加算総額を総務省令で定めるところにより各市町村の子ども手当負担対象の子どもの数であん分した額の合算額を加算した額とする。

4 每年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当特例交付金の総額は、児童手当特例交付金総額の二分の一に相当する額（次項において「市町村児童手当特例交付金総額」という。）とする。

5 每年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当特例交付金の額は、市町村児童手当特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各市町村の児童手当対象児童の数であん分した額（平成十九年度から平成二十一年度までの各年度にあつては、市町村児童手当特例交付金総額から

において「児童手当特例交付金加算総額の二分の一に相当する額（以下この項目において「市町村児童手当特例交付金加算総額」という。）を控除した額を総務省令で定めるところにより各市町村の児童手当対象児童の数であん分した額に、平成十九年児童手当法改正法に係る市町村加算総額を総務省令で定めるところにより各市町村の児童手当引上対象児童数であん分した額及び平成二十二年子ども手当支給法に係る市町村加算総額を総務省令で定めるところにより各市町村の子ども手当負担対象の子どもの数であん分した額の合算額を加算した額」とする。

(地方特例交付金の交付時期)

第六条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地

方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月	前年度の当該地方公共団体に対する児童手当及び子ども手当特例交付金の額に当該年度の児童手当及び子ども手当特例交付金の総額の前年度の児童手当及び子ども手当特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額及び前年度の当該地方公共団体に対する減収補てん特例交付金の額に当該年度の減収補てん特例交付金の総額の前年度の減収補てん特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の合算額の二分の一に相当する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付金の額を控除した額

(地方特例交付金の交付時期)

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月	前年度の当該地方公共団体に対する児童手当 特例交付金の額に当該年度の児童手当 特例交付金の総額の前年度の児童手当 特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額 及び前年度の当該地方公共団体に対する減収補てん特例交付金の額に当該年度の減収補てん特例交付金の総額の前年度の減収補てん特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の合算額の二分の一に相当する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付金の額を控除した額

第六条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

		2 平成二十一年度から平成二十四年度までの間における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「当該年度の減収補てん特例交付金の総額の前年度の減収補てん特例交付金の総額に対する割合」とあるのは、平成二十一年度にあつては「当該年度の減収補てん特例交付金の総額から五百億円を控除した額の前年度の減収補てん特例交付金の総額に対する割合」と、平成二十二年度から平成二十四年度までの間にあつては「都道府県にあつては当該年度の第四条第二項に規定する都道府県減収補てん特例交付金総額の前年度の同項に規定する都道府県減収補てん特例交付金総額に対する割合を、市町村にあつては当該年度の同条第四項に規定する市町村減収補てん特例交付金総額の前年度の同項に規定する市町村減収補てん特例交付金総額に対する割合」とする。
3	当該年度の国の予算の成立しないこと等の事由により、前二項の規定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参照して、総務省令で定めるところにより特例を設けることができる。	3 当該年度の国の予算の成立しないこと等の事由により、前二項の規定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参照して、総務省令で定めるところにより特例を設けることができる。
4	地方公共団体が前三項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。	4 地方公共団体が前三項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。
5	第一項及び第二項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまで	5 第一項及び第二項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまで

		2 平成二十一年度から平成二十四年度までの間における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「当該年度の減収補てん特例交付金の総額の前年度の減収補てん特例交付金の総額に対する割合」とあるのは、平成二十一年度にあつては「当該年度の減収補てん特例交付金の総額から五百億円を控除した額の前年度の減収補てん特例交付金の総額に対する割合」と、平成二十二年度から平成二十四年度までの間にあつては「都道府県にあつては当該年度の第四条第二項に規定する都道府県減収補てん特例交付金総額の前年度の同項に規定する都道府県減収補てん特例交付金総額に対する割合を、市町村にあつては当該年度の同条第四項に規定する市町村減収補てん特例交付金総額の前年度の同項に規定する市町村減収補てん特例交付金総額に対する割合」とする。
3	当該年度の国の予算の成立しないこと等の事由により、前二項の規定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参照して、総務省令で定めるところにより特例を設けることができる。	3 当該年度の国の予算の成立しないこと等の事由により、前二項の規定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参照して、総務省令で定めるところにより特例を設けることができる。
4	地方公共団体が前三項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。	4 地方公共団体が前三項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。
5	第一項及び第二項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまで	5 第一項及び第二項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまで

の間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の児童手当及び子ども手当特例交付金及び減収補てん特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

（基準財政収入額の算定方法の特例）

第九条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の額、当該道府県」とあるのは「の額、当該道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金の額、当該道府県の同項に規定する減収補てん特例交付金の額の百分の七十五の額、当該道府県」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の自動車取得税交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金の額、当該市町村の同項に規定する減収補てん特例交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の軽油引取税交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金の額、当該指定市の同項に規定する減収補てん特例交付金の額の百分の七十五の額」とする。

2 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準

の間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の児童手当 特例交付金及び減収補てん特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

（基準財政収入額の算定方法の特例）

第九条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の額、当該道府県」とあるのは「の額、当該道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する児童手当 特例交付金の額、当該道府県の同項に規定する減収補てん特例交付金の額の百分の七十五の額、当該道府県」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の自動車取得税交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項に規定する児童手当 特例交付金の額、当該市町村の同項に規定する減収補てん特例交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の軽油引取税交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項に規定する児童手当 特例交付金の額」とする。

2 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準

財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項の表道府県の項中

「十二 市町村たばこ税都道府県交付金」とあるのは	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等
--------------------------	------------------------------------

「十二 市町村たばこ税都道府県交付金」とあるのは	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等
--------------------------	------------------------------------

「十二 市町村たばこ税都道府県交付金」とあるのは	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等
「十二の二 地方特例交付金」とあるのは	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等
「1 児童手当及び子ども手当」とあるのは	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第三項の規定により算定した児童手当及び子ども手当特例交付金の額
「2 減収補てん」とあるのは	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四条第三項の規定により算定した減収補てん特例交付金の額
「と、同項の表市町村の項中」とあるのは	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等

「十四 軽油引取税交付金」とあるのは	前年度の軽油引取税交付金の交付額
--------------------	------------------

「十四 軽油引取税交付金」とあるのは	前年度の軽油引取税交付金の交付額
--------------------	------------------

「十四 軽油引取税交付金」とあるのは	前年度の軽油引取税交付金の交付額
--------------------	------------------

財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項の表道府県の項中

「十二 市町村たばこ税都道府県交付金」とあるのは	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等
--------------------------	------------------------------------

「十二 市町村たばこ税都道府県交付金」とあるのは	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等
--------------------------	------------------------------------

「十二 市町村たばこ税都道府県交付金」とあるのは	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等
「十二の二 地方特例交付金」とあるのは	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等
「1 児童手当」とあるのは	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第三項の規定により算定した児童手当
「2 減収補てん」とあるのは	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四条第三項の規定により算定した減収補てん特例交付金の額
「と、同項の表市町村の項中」とあるのは	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等

「十四 軽油引取税交付金」とあるのは	前年度の軽油引取税交付金の交付額
--------------------	------------------

「十四 軽油引取税交付金」とあるのは	前年度の軽油引取税交付金の交付額
--------------------	------------------

「十四 軽油引取税交付金」とあるのは	前年度の軽油引取税交付金の交付額
--------------------	------------------

十四の二 地方特例交付金

1 児童手当及び子ども手当	特例交付金
2 減収補てん	特例交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第五項の規定により算定した児童手当及び子ども手当特例交付金の額当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四条第五項の規定により算定した減収補てん特例交付金の額

（削除）附 則

十四の二 地方特例交付金

1 児童手当	特例交付金
2 減収補てん	特例交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第五項の規定により算定した児童手当特例交付金の額当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四条第五項の規定により算定した減収補てん特例交付金の額

とする。

附 則

（特別交付金の交付等）

第四条 平成十九年度から平成二十一年度までの各年度にあつては、地方交

付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第八条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（第七項及び第八項において「旧特例交付金法」という。）第三条第二項に規定する減税補てん特例交付金に代わるものとして、都道府県及び市町村に対し、地方特例交付金のほか、特別の交付金（以下「特別交付金」という。）を交付するものとする。

2 每年度分として交付すべき特別交付金の総額は、二千億円とする。

3 每年度分として各都道府県に交付すべき特別交付金の総額は、当該年度分の特別交付金の総額に、各都道府県の平成十九年減収見込額の合算額を当該合算額と各市町村の平成十九年減収見込額の合算額との合計額で除して得た割合を乗じて得た額（次項において「都道府県交付金総額」という

。)とする。

4 各都道府県に交付すべき特別交付金の額は、総務省令で定めるところにより、都道府県交付金総額を各都道府県の平成十九年減収見込額でん分した額とする。

5 毎年度分として各市町村に交付すべき特別交付金の額は、当該年度分の特別交付金の総額に、各市町村の平成十九年減収見込額の合算額を当該合算額と各都道府県の平成十九年減収見込額の合算額との合計額で除して得た割合を乗じて得た額（次項において「市町村交付金総額」という。）とする。

6 各市町村に交付すべき特別交付金の額は、総務省令で定めるところにより、市町村交付金総額を各市町村の平成十九年減収見込額でん分した額とする。

7 第三項から第五項までに規定する各都道府県の平成十九年減収見込額は、当該都道府県の第一号から第三号までに掲げる額の合算額（都にあっては、当該合算額に特別区に係る第九項第二号に掲げる額を加算した額）から、当該都道府県の第三号に掲げる額に千分の五百二十六を乗じて得た額及び第四号に掲げる額の合算額を控除した額とする。

一 平成十八年度における旧特例交付金法第二条第一項第一号に規定する道府県民税所得割減収見込額から総務省令で定める額を控除した額

二 平成十八年度における旧特例交付金法第二条第一項第二号に規定する道府県民税法人税割減収見込額

三 平成十八年度における旧特例交付金法第二条第一項第三号に規定する法人事業税減収見込額

			四 平成十八年度における旧特例交付金法第二条第一項第六号に規定する道府県たばこ税増収見込額
8			前項の規定にかかわらず、同項に規定する各都道府県の平成十九年減収見込額は、当該都道府県が不交付見込都道府県（地方交付税法第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないこととなると見込まれる都道府県として政令で定める都道府県をいう。）である年度においては、前項の規定により算定した額に同項第三号に掲げる額に千分の五百二十六を乗じて得た額を加算した額とする。
9			第三項、第五項及び第六項に規定する各市町村の平成十九年減収見込額は、当該市町村の第一号及び第二号に掲げる額の合算額（特別区にあっては、第一号に掲げる額）から、当該市町村の第三号に掲げる額を控除した額とする。
10			一 平成十八年度における旧特例交付金法第二条第一項第四号に規定する市町村民税所得割減収見込額から総務省令で定める額を控除した額 二 平成十八年度における旧特例交付金法第二条第一項第五号に規定する市町村民税法人税割減収見込額 三 平成十八年度における旧特例交付金法第二条第一項第七号に規定する市町村たばこ税増収見込額
11			第五条から第八条まで及び第十二条の規定は、特別交付金について準用する。 前項において準用する第七条及び第八条第二項後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平成十九年度から平成二十一年度までの各年度における第九条の規定の適用に関する読み替え等)

第五条 平成十九年度から平成二十一年度までの各年度における第九条第一項の規定の適用については、同項中「百分の七十五の額、当該道府県」とあるのは「百分の七十五の額、当該道府県の同法附則第四条第一項に規定する特別交付金の額の百分の七十五の額、当該道府県」と、「の額」と、「当該指定市」とあるのは「の額、当該市町村の同法附則第四条第一項に規定する特別交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市」と、「の額」とあるのは「の額、当該指定市の同法附則第四条第一項に規定する特別交付金の額の百分の七十五の額」とする」とする。

前項の規定にかかわらず、平成十九年度から平成二十一年度までの各年度における都及び特別区に係る普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合についての第九条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「、ゴルフ場利用税の収入見込額」とあるのは「、都たばこ税の収入見込額については基準税率をもつて算定した都たばこ税の収入見込額から都に係る地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）附則第四条第七項第四号に掲げる額に総務省令で定める率（以下この項において「都区調整率」という。）を乗じて得た額（以下この項において「たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額」と、「同法第百三条」とあるのは「地方税法第二百二条」と、「当該道府県の同項に規定する減収補てん特例交付金の額の百分の七十五の額」とあるのは「都の同項に規定する減収補てん特

例交付金の額の百分の七十五の額、都の同法附則第四条第一項に規定する特別交付金の額から当該額に都区調整率を乗じて得た額（以下この項において「交付金調整額」という。）を控除した額の百分の七十五の額」と、「当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額」とあるのは「当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（特別区たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した特別区たばこ税の収入見込額にたばこ税調整額の百分の七十五の額を加算した額とする。）」と、「当該市町村の同項に規定する減収補てん特例交付金の額の百分の七十五の額」とあるのは「特別区の同項に規定する減収補てん特例交付金の額の百分の七十五の額、特別区の同法附則第四条第一項に規定する特別交付金の額に交付金調整額を加算した額の百分の七十五の額」とする。

3 平成十九年度から平成二十一年度までの各年度における各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合についての第九条第二項の規定の適用については、同項中

二十二の二 地方特

例交付金	1 児童手当特	2 減収補てん	特例交付金
当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第三項の規定により算定した児童手当特例交付金の額	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第三項の規定により算定した児童手当特例交付金の額	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四条第三項の規定により算定した減収補てん特例交付金の額	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四条第三項の規定により算定した減収補てん特例交付金の額

「十四の二 地方特 とあるのは、	「十二の二 地方特 とあるのは、	
	1 児童手当特 例交付金	2 減収補てん
2 減収補てん	1 児童手当特 例交付金	2 減収補てん
特例交付金	特別交 付金	特例交付金
「十四の二 地方特 とあるのは、	「十四の二 地方特 とあるのは、	「十二の三 特別交 付金

例交付金	児童手当特	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第五項の規定により算定した児童手当特例交付金の額
2 減収補てん	特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四条第五項の規定により算定した減収補てん特例交付金の額
十四の三 特別交 付金	特別交 付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第四条第六項の規定により算定した額
(平成十九年度から平成二十一年度までの各年度における第十条の規定の適用に関する読み替え)		当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第四条第六項の規定により算定した額
(特別区財政調整交付金の特例)		当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第四条第六項の規定により算定した額
第七条 平成十九年度から平成二十一年度までの各年度における地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「収入額」とあるのは、「収入額と地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)附則第五条第二項の規定により読み替えられた同法第九条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条第一項に規定するたばこ税調整額及び交付		当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第五項の規定により算定した児童手当特例交付金の額

(削除)

(削除)

(削除)

金調整額との合算額」とする。

(平成十九年度から平成二十一年度までの各年度における特別会計に関する法律附則第十条の規定の適用に関する読み替え)

第八条 平成十九年度から平成二十一年度までの各年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第十条の規定の適用については、同条中「地方特例交付金の総額」とあるのは、「地方特例交付金の総額と同法附則第四条第二項に規定する特別交付金の総額の合算額」とする。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部改正（附則第六条関係）

（下線部は改正部分）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）	改 正 案	現 行											
<table border="1"> <tr> <td>略</td> <td>法律</td> <td>略</td> <td>法律</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地方特例交付 金等の地方財政の特別措置に関する法律 (平成十一年法律第十七号)</td> <td>第七条及び第八条第二項後段 の規定により都道府県が処理することとされている事務</td> <td>第七条及び第八条第二項後段 の規定により都道府県が処理することとされている事務</td> <td>第七条及び第八条第二項後段 (附則第四条第十項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務</td> <td>第七条及び第八条第二項後段 (附則第四条第十項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務</td> </tr> </table>	略	法律	略	法律	略	地方特例交付 金等の地方財政の特別措置に関する法律 (平成十一年法律第十七号)	第七条及び第八条第二項後段 の規定により都道府県が処理することとされている事務	第七条及び第八条第二項後段 の規定により都道府県が処理することとされている事務	第七条及び第八条第二項後段 (附則第四条第十項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務	第七条及び第八条第二項後段 (附則第四条第十項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務			
略	法律	略	法律	略									
地方特例交付 金等の地方財政の特別措置に関する法律 (平成十一年法律第十七号)	第七条及び第八条第二項後段 の規定により都道府県が処理することとされている事務	第七条及び第八条第二項後段 の規定により都道府県が処理することとされている事務	第七条及び第八条第二項後段 (附則第四条第十項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務	第七条及び第八条第二項後段 (附則第四条第十項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務									

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百四十四号）の一部改正（附則

第七条関係)

（下線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五条 特定事業に係る経費に対する国の負担割合は、<u>関係市町村</u>に於ける該特定事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に次の式により算定した数（小数点以下一位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」といふ。）を乗じて算定するものとする。</p> <p>当該年度におけるすべての特定事業に係る当該市町村の</p> <p>$1 + 0.25 \times$ _____</p> <p>当該市町村の標準負担額</p> <p>負担額のうち、当該市町村の標準負担額を超えるその2倍に至るまでの額</p> <p>×調整率</p>	<p>第五条 特定事業に係る経費に対する国の負担割合は、<u>関係市町村</u>に於ける該特定事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に次の式により算定した数（小数点以下一位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」といふ。）を乗じて算定するものとする。</p> <p>当該年度におけるすべての特定事業に係る当該市町村の</p> <p>$1 + 0.25 \times$ _____</p> <p>当該市町村の標準負担額</p> <p>負担額のうち、当該市町村の標準負担額を超えるその2倍に至るまでの額</p> <p>×調整率</p>
<p>2 前項の式において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めることとする。</p> <p>一 当該市町村の標準負担額 当該市町村の当該年度の地方交付税法第十一条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額からその算定の基礎となつた<u>児童手当及び子ども手当特例交付金</u>（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第一項に規定する<u>児童手当及び子ども</u></p>	<p>2 前項の式において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めることとする。</p> <p>一 当該市町村の標準負担額 当該市町村の当該年度の地方交付税法第十一条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額からその算定の基礎となつた<u>児童手当特例交付金</u>（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第一項に規定する<u>児童手当</u></p>

も手当特例交付金をいう。以下この項において同じ。）、地方揮発油譲り受け税、特別とん讓与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金（道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第七条第三項の市にあつては、児童手当及び子ども手当特例交付金、地方揮発油譲与税、特別とん讓与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金。以下この項において同じ。）の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該児童

自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額の百分の十に相当する額（その区域の一部が整備計画等の対象となつている関係市町村にあつては、当該額を基礎として政令で定めるところにより算定した額）をいう。

一 調整率 次の式により算定した数値をいい、その数値が負数となるときは、零とする。

0. 90 - 当該市町村の財政力指数
0. 10 + 0. 90 × —————
0. 90 - すべての関係市町村のうち財政力指数

が最低の関係市町村の財政力指數

前項第二号の式において「財政力指数」とは、地方交付税法第十四条の規定により算定した基礎財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。

特例交付金をいう。以下この項において同じ。）、地方揮発油譲り受け税、特別とん譲り受け税、自動車重量譲り受け税、航空機燃料譲り受け税及び交通安全対策特別交付金（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項の市にあつては、児童手当　特例交付金、地方揮発油譲り受け税、特別とん譲り受け税、石油ガス譲り受け税、自動車重量譲り受け税、航空機燃料譲り受け税及び交通安全対策特別交付金。以下この項において同じ。）の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該児童

自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額の百分の十に相当する額（その区域の一部が整備計画等の対象となつている関係市町村にあつては、当該額を基礎として政令で定めるところにより算定した額）をいう。

一 調整率 次の式により算定した数値をいい、その数値が負数となるときは、零とする。

0. 90 - 当該市町村の財政力指数

が最低の関係市町村の財政力指數

前項第二号の式において「財政力指数」とは、地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一條の規定により算定した基礎財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものと合算したものとの三分の一の数値をいう。

3

前項第一号の式において「財政力指数」とは、地方交付税法第十四条の

基礎財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るもの

3

前項第一号の式において「財政力指数」とは、地方交付税法第十四条の

のを合算したものの三分の一の数値をいう。

4 第一項の規定を適用した場合において、関係市町村の負担割合が百分の二十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該特定事業に係る経費に対する関係市町村の負担割合が百分の二十となるように国の負担割合を定める。

5 総務大臣は、引上率を算定し、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）、国土交通大臣並びに関係都府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

4 第一項の規定を適用した場合において、関係市町村の負担割合が百分の二十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該特定事業に係る経費に対する関係市町村の負担割合が百分の二十となるように国の負担割合を定める。

5 総務大臣は、引上率を算定し、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）、国土交通大臣並びに関係都府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）の一部改正（附則第九条関係）

（下線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第七条の二 特定事業に係る経費に対する国の負担割合は、北方領土隣接地域の市又は町^ハに北海道の区域以外の区域における当該特定事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に次の式により算定した数（小数点以下一位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」という。）を乗じて算定するものとする。</p> <p>当該年度におけるすべての特定事業に係る当該市又は町の $1 + 0.25 \times$ _____ 当該市又は町の標準負担額</p> <p>負担額のうち、当該市又は町の標準負担額を超えるその2倍に至るまでの額</p> <p>×調整率</p>	<p>第七条の二 特定事業に係る経費に対する国の負担割合は、北方領土隣接地域の市又は町^ハに北海道の区域以外の区域における当該特定事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に次の式により算定した数（小数点以下一位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」という。）を乗じて算定するものとする。</p> <p>当該年度におけるすべての特定事業に係る当該市又は町の $1 + 0.25 \times$ _____ 当該市又は町の標準負担額</p> <p>負担額のうち、当該市又は町の標準負担額を超えるその2倍に至るまでの額</p> <p>×調整率</p>
<p>2 前項の式において「当該市又は町の標準負担額」とは、当該市又は町の当該年度の地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額からその算定の基礎となつた児童手当及び子ども手当特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第一項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金）<u>（</u>特例交付金^ハ<u>）</u>をいう。以下の項において同じ。）、地方揮発油譲与税、特別とん譲与</p>	<p>2 前項の式において「当該市又は町の標準負担額」とは、当該市又は町の当該年度の地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額からその算定の基礎となつた児童手当^ハ特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第一項に規定する児童手当^ハ特例交付金）をいう。以下の項において同じ。）、地方揮発油譲与税、特別とん譲与</p>

税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該児童手当及び子ども手当特例交付金、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額の百分の一に相当する額をいう。

3 第一項の式において「調整率」とは、次の式により算定した数値をいい、その数値が負数となるときは、零とする。

$$0.25 + 0.75 \times \frac{0.72 - \text{当該市又は町の財政力指数}}{0.72 - \text{すべての北方領土隣接地域の市及び町のうち財政力指数が最低の北方領土隣接地域の市又は町の財政力指数}}$$

のうち財政力指数が最低の北方領土隣接地域の市又は町の財政力指数

4 前項の式において「財政力指数」とは、地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十二条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前二年度内の各年度に係るものと合算したものとの三分の一の数値をいう。

5 第一項の規定を適用した場合において、北方領土隣接地域の市又は町の負担割合が百分の二十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該特定事業に係る経費に対する北方領土隣接地域の市又は町の負担割合が百分の一十となるように国の負担割合を定める。

6 総務大臣は、第一項に規定する引上率を算定し、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長(財政法(昭和二十九年法律第三十四号)第二十条第一項に規定する各省各庁の長をいう。)及び国土交通大臣、北海道知事並

税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額の百分の一に相当する額をいう。

3 第一項の式において「調整率」とは、次の式により算定した数値をいい、その数値が負数となるときは、零とする。

$$0.25 + 0.75 \times \frac{0.72 - \text{当該市又は町の財政力指数}}{0.72 - \text{すべての北方領土隣接地域の市及び町のうち財政力指数が最低の北方領土隣接地域の市又は町の財政力指数}}$$

のうち財政力指数が最低の北方領土隣接地域の市又は町の財政力指数

4 前項の式において「財政力指数」とは、地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十二条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前二年度内の各年度に係るものと合算したものとの三分の一の数値をいう。

5 第一項の規定を適用した場合において、北方領土隣接地域の市又は町の負担割合が百分の二十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該特定事業に係る経費に対する北方領土隣接地域の市又は町の負担割合が百分の一十となるように国の負担割合を定める。

6 総務大臣は、第一項に規定する引上率を算定し、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第一項に規定する各省各庁の長をいう。)及び国土交通大臣、北海道知事並

びに北方領土隣接地域の市及び町の長に通知するものとする。

びに北方領土隣接地域の市及び町の長に通知するものとする。